

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅱ－１－１ 一般的な監督事務</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。 なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行なっている者についても、これに準じた対応をすることとする。</p> <p>① 苦情等の受付 投資者等から無登録で金融商品取引業を行っている者に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容（業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等）を聴取した上、次により対応する。</p> <p>イ 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する（その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする）。</p> <p>ロ 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。</p> <p>ハ 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないよう留意する。</p> <p>ニ 無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう慫慂する。</p> <p>ホ 「管理台帳（別紙様式Ⅱ－６）」を作成し、投資者からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。</p> <p>② 無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合</p>	<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅱ－１－１ 一般的な監督事務</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。 なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行なっている者についても、これに準じた対応をすることとする。</p> <p>① 苦情等の受付 投資者等から無登録で金融商品取引業を行っている者に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容（業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等）を聴取した上、次により対応する。</p> <p>イ 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する（その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする）。</p> <p>ロ 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。</p> <p>ハ 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないよう留意する。</p> <p>ニ 無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう慫慂する。</p> <p>ホ 「管理台帳（別紙様式Ⅱ－６）」を作成し、投資者からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。</p> <p>② 無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行い、次により対応する。</p> <p>イ 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。</p> <p>ロ 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに取り止めるよう別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行う。</p> <p>なお、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行うまでもなく、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明している場合にあつては、直ちに別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行うこととする。</p> <p>③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合 別紙様式Ⅱ－４による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>④ 金融庁への報告 「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。</p> <p>（注）無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに、捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。</p>	<p>直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行い、次により対応する。</p> <p>イ 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。</p> <p>ロ 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに取り止めるよう別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行う。</p> <p>なお、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行うまでもなく、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明している場合にあつては、直ちに別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行うこととする。</p> <p>③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合 別紙様式Ⅱ－４による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>④ 金融庁への報告等 「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。報告を受けた金融庁においては、<u>警告を行った者の名称等について、金融庁ホームページで公表を行うものとする。</u></p> <p>（注）無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに、捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>(8) (略)</p> <p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p> <p>IV-3-2-2 発行体に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親子法人等が発行する株券の引受けに関する留意事項 証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第4号ハに基づき、その親子法人等が発行する株券の引受けの主幹事会社となる場合には、当該引受けに係る発行価格の決定に関して他の証券会社等の適切な関与を確保するため、以下の措置が講じられているか。</p> <p>① 引受主幹事会社である当該証券会社等と発行体との間で取り交わす引受審査手続に係る契約書において、以下の点を明記すること。</p> <p>イ. 当該発行価格の決定に関与する他の証券会社等（以下（2）において「独立引受幹事会社」という。）が、引受主幹事会社と同等の権限を有すること。</p> <p>ロ. 独立引受幹事会社は、引受審査の内容の妥当性に関する意見を、発行者に対し、又は対外的に表明できること。</p> <p>② 以下の点に照らして引受業務に十分な経験を有する証券会社等を独立引受幹事会社とすること。</p> <p>イ. 過去5年以上引受業務に従事していること。</p> <p>ロ. 過去2年以内に、主幹事会社としての実績を有していること。 なお、過去に、当該株券の発行体と同じ業種に属する者が発行した株券の引受けについて、主幹事会社としての実績を有していることが望ましい。</p>	<p>(8) (略)</p> <p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p> <p>IV-3-2-2 発行体に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親子法人等が発行する株券等の引受けに関する留意事項 証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第4号ニに基づき、その親子法人等が発行する株券等の引受けの主幹事会社となる場合には、当該引受けに係る発行価格の決定に関して他の証券会社等の適切な関与を確保するため、以下の措置が講じられているか。</p> <p>① 引受主幹事会社である当該証券会社等と発行体との間で取り交わす引受審査手続に係る契約書において、以下の点を明記すること。</p> <p>イ. 当該発行価格の決定に関与する他の証券会社等（以下（2）において「独立引受幹事会社」という。）が、引受主幹事会社と同等の権限を有すること。</p> <p>ロ. 独立引受幹事会社は、引受審査の内容の妥当性に関する意見を、発行者に対し、又は対外的に表明できること。</p> <p>② 以下の点に照らして引受業務に十分な経験を有する証券会社等を独立引受幹事会社とすること。</p> <p>イ. 過去5年以上引受業務に従事していること。</p> <p>ロ. 過去2年以内に、主幹事会社としての実績を有していること。 なお、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の場合にあつては、過去に、当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の発行体と同じ業種に属する者が発行した株券、新株予約権</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<p>(注) 各発行体の業種については、例えば、証券コード協議会が設定・公表する「大分類」によることが考えられる。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p><u>証券又は新株予約権付社債券の引受けについて、主幹事会社としての実績を有していることが望ましい。また、社債券の場合にあつては、過去に、当該社債券の発行体と同じ業種に属する者が発行した社債券の引受けについて、主幹事会社としての実績を有していることが望ましい。</u></p> <p>(注) 各発行体の業種については、例えば、証券コード協議会が設定・公表する「大分類」によることが考えられる。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p><u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）②、III-2-8（3）及びIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）及び<u>（2）</u>、IV-3-3-2（3）③から⑧まで並びにIV-3-3-4を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、VI-2及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（4）③イ及び口の理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p>	<p><u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）②、III-2-8（3）及びIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）から<u>（3）</u>まで、IV-3-3-2（3）③から⑧まで、IV-3-3-4及び<u>IV-3-3-5</u>を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、VI-2及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（4）③イ及び口の理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p>